

## 教育機関設置条例等の一部改正等について

## 1 改正等理由

令和4年4月1日からスポーツ・文化に関する業務を知事が管理及び執行できるようにするため、対象となる業務に関する条例の改正及び廃止を行う。

## 2 改正等内容

## ・教育機関設置条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第21条の2 (博物館協議会) 第5項	千葉県教育委員会	知事
第26条 (教育委員会への 委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、千葉県教育委員会が定める	この条例の施行に関し、 <u>総合スポーツセンター、国際総合水泳場及び博物館について必要な事項は知事が、さわやかちば県民プラザ、図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター及び青少年自然の家について必要な事項は千葉県教育委員会</u> が定める。

## ・千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第2条(指定管理者による管理) 第10条(管理)第1項、第8項	千葉県教育委員会	知事
第4条(管理基準)、第11条(委任)	千葉県教育委員会 規則	規則

## ・千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第2条(指定管理者による管理) 第10条(管理)第1項、第7項	千葉県教育委員会	知事
第3条(業務の範囲)	第十八条第一項 第四号	第十八条第四号
第4条(管理基準)第2項、 第11条(委任)	千葉県教育委員会 規則	規則

・千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第2条（指定管理者による管理） 第10条（管理）第1項、第8項	千葉県教育委員会	知事
第3条（業務の範囲）	第十八条第一項 第四号	第十八条第四号
第4条（管理基準）、第11条（委任）	千葉県教育委員会 規則	規則

・千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第2条（指定管理者による管理） 第10条（管理）第1項、第8項	千葉県教育委員会	知事
第3条（業務の範囲）	第十八条の四 第一項	第十八条の四
第4条（管理基準）、第11条（委任）	千葉県教育委員会 規則	規則

・千葉県立房総のむらの管理等に関する条例の一部を改正する条例

条項	旧	新
第2条（指定管理者による管理） 第10条（管理）第1項、第8項	千葉県教育委員会	知事
第3条（業務の範囲）	第二十一条第一項	第二十一条
第4条（管理基準）、第11条（委任）	千葉県教育委員会 規則	規則

・千葉県スポーツ推進審議会条例を廃止する条例

スポーツ推進審議会を千葉県行政組織条例の附属機関に定めるため、千葉県スポーツ推進審議会条例を廃止する条例を制定し、千葉県スポーツ推進審議会条例を廃止する。

### 3 施行時期

令和4年4月1日